

軽井沢町交通安全対策会議 公募委員募集要項

1. 任務

軽井沢町の交通安全対策に関する事項について、計画的な推進を図るための調査審議をしていただきます。

2. 応募資格

18歳以上の方で、町内に住所を有している方、または町内に別荘を所有している方で平日に開催される会議に出席できる方

※応募日時点において、町の他の審議会等の委員となっていない方
なお、他の委員等へ応募中の方はその旨お知らせください。

3. 募集人員

2名

4. 任期

2年（令和8年6月1日から令和10年5月31日まで）

5. 会議回数

不定期開催 1回あたり2時間程度（予定）

6. 謝礼

6,900円/回

※別途、源泉徴収させていただきます。

7. 申込・選考に関すること

(1) 申込方法

所定の様式（軽井沢町交通安全対策会議 公募委員申込書）へ必要事項を記入し、町役場住民課交通政策係まで提出してください。

提出方法は、窓口への持参、郵送、メールのいずれかとします。

(2) 提出先

◆窓口に持参する場合

軽井沢町役場（③番 住民課窓口）

◆郵送する場合

〒389-0192

(軽井沢町役場専用郵便番号のため住所の記載は不要です。)

軽井沢町 住民課 交通政策係

◆電子メールの場合

kotsuseisaku (アット) town.karuizawa.nagano.jp

※メール送信時はE-mail アドレスの(アット)を半角@に変換してから送信下さい。

(3) 募集期間

令和8年4月20日(月) 8時30分から

令和8年5月11日(月) 正午まで

(4) 選考

応募書類の審査による選考とし、募集期間終了後、概ね2週間以内に選考結果を通知します。また、選考結果に関する疑義等については一切受け付けませんので、予めご了承ください。

(5) 備考

- ◆提出書類の返却は行いません。
- ◆郵送で提出される場合には、締切期限必着とします。
- ◆委員として選任された場合には、町ホームページ等にて委員名簿の公表を行いますので、予めご了承ください。